永井川地区防災計画

福島市信夫地区永井川区

目　　次

第１　目　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
第２　実施対策事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
第３　地区の特性
　(1)　自然特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～Ｐ２
　(2)　社会特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
第４　地区で予想される災害
　(1)　浸水、崖崩れ・土砂等による災害　・・・・・・・・・・・Ｐ３
　(2)　大雪による災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
第５　防災活動の内容
　(1)　防災活動の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
　(2)　平常時の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～Ｐ４
　(3)　各家庭での備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
　(4)　区内における避難所等　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
　(5)　発災時の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～Ｐ６
　(6)　復旧・復興時の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
第６　実践の検証
　(1)　防災訓練の実施と検証　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
　(2)　住民に向けた周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
　(3)　防災計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

別　紙
・別紙第１　実施対象地区の範囲　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
・別紙第２　永井川区自主防災組織表　・・・・・・・・・・・・Ｐ８
・別紙第３　永川区自主防災組織配備表　・・・・・・・・・・・Ｐ９
・別紙第４　永井川区災害対応タイムライン　・・・・・・・・・Ｐ10～Ｐ11
・別紙第５　永井川区自主防災組織呼集表　・・・・・・・・・・Ｐ12
・別紙第６　河川水位情報（濁川）　・・・・・・・・・・・・・Ｐ13
・別紙第７　指定緊急避難場所・指定避難所・給水所　・・・・・Ｐ14
・別紙第８　防災資機材一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15
・別紙第９　永井川地区防災マップ　・・・・・・・・・・・・・Ｐ16
・別紙第１０　洪水ハザードマップ　・・・・・・・・・・・・・Ｐ17
・別紙第１１　永井川区自主防犯・要援護者支援
　　・みまもり会組織表　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ18
・別紙第１２　水害等異常時発生対応組織図　・・・・・・・・・Ｐ19
・別紙第１３　水害時等異常時発生対応の情報収集
　　・避難情報の連絡網　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ20
・別紙第１４　インターネットからの情報収集要領　・・・・・・Ｐ21～Ｐ24
・別紙第１５　永井川区民防災しおり　・・・・・・・・・・・・Ｐ25～Ｐ29

第１　目的

この防災計画は、永井川区の防災活動に必要な事項を定め、災害による被害を軽減することを目的とする。

※ 対象地区の範囲（第１～第１０町会）・・・・別紙第１

第２　実施対策事項

(1) 永井川区自主防災組織表・・・・・・・・・・別紙第２
(2) 永井川区自主防災組織配備表・・・・・・・別紙第３
(3) 永井川区災害対応タイムライン・・・・・・別紙第４
(4) 永井川区自主防災組織呼集表・・・・・・・別紙第５
(5) 河川水位情報（濁川）　・・・・・・・・・・ 別紙第６
(6) 指定緊急避難場所、指定避難所、給水所・・別紙第７
(7) 防災資機材管理

防災資機材の管理は計画的に不用品、過不足などのチエックを行う。

防災資機材一覧表・格納庫設置場所・・・・別紙第８

(8) 防災訓練

不測の災害・事故に備え、迅速かつ的確に行動することができるように防災訓練を実施する。

① 防災訓練の実施

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

② 防災訓練は次の訓練とする。

ア　消火訓練
イ　応急救護訓練
ウ　避難訓練
エ　情報の収集伝達訓練
オ　給食給水訓練
カ　総合訓練

③ 総合訓練は年１回を基準として行い、その他訓練については定期的に行う。

第３　地区の特性

(1) 自然特性

① 地理

永井川区は、福島市の南部に位置し、福島盆地の南部分と丘陵地域が主な地域である。

② 河川

福島市中作山（６０３ｍ）北東部を源流とする濁川は、永井川地区を流れる一級水系阿武隈川水系の河川である。

③　気候

永井川区は、日本海側と太平洋側の中間の気候であり、盆地特有の内陸性気候の特徴を示している。

夏季は、太平洋の高気圧に覆われて夏型の気圧配置となり、猛暑日を記録することもある。

冬季は、吾妻おろしとよばれる北西の季節風が吹き晴天となる一方、北西から雪雲が流れ込み１０～３０㎝程度の積雪をもたらすこともある。

また、濁川流域に位置しているため、台風及び出水期には水害による被害が懸念され、家屋浸水の可能性が心配される。

(2) 社会特性

①　永井川区は、世帯数１，９６５戸、人口合計４，１９５名（男２，１３８名、女２，０５７名）であり福島市同様６５歳以上の高齢者は２９．８％で３人に１人が高齢者である。(令和３年１２月現在)

②　永井川区は、高齢者の増加に伴い要介護高齢者や虚弱高齢者も増加の傾向にある。また、高齢者世帯や、ひとり暮らし高齢者も増え続けている。

③　永井川区は、東北新幹線が縦貫し主要幹線の東北縦貫自動車道をはじめ国道などが南北に延びており、公共交通機関の利用により福島市街地や各都市への移動がある程度容易である。

④　ＪＲ東北本線上の金谷川駅（南福島駅から5.4Ｋｍ）付近には福島大学、西方に済生会福島総合病院（南福島駅から1.7Ｋｍ）、東南に福島県立医科大学（南福島駅から5.3Ｋｍ）がある。

⑤　永井川区は、第１～３町会、第７～１０町会は住宅地街であり、第４町会の３６％が住宅地・６４％は森林地帯、第５町会の３１％が住宅地・６９％は田畑地帯、第６町会の５３％が住宅地・４７％は田園地帯であり、永井川区は全体的に住宅地街が主である。

⑥　永井川区は、近くに公園や小学校があり治安も良く、大きな通りから少し離れた所にあるため騒音には悩まされないが、近くにスーパーがないため、徒歩での日用品の買物には不便であり永井川区の東側は坂道も多く、車両での移動が主になる。

⑦　永井川区は、盆踊り、芸能祭や信夫地区大運動会の活動などで人と人のつながりが豊かであり、こうしたつながりは、災害時の対応にも大きな力を発揮することが期待できる。

第４　地区で予想される災害

近年、気象変動の影響などから局地的大雨などの異常な気象現象が頻発しています。風水害等による被害の発生は、発生至る要因として、気象、地象水象状況とこれらに関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられます。

地区で発生した災害は、河川の氾濫による洪水災害が大半であり、甚大な被害をもたらしている。

過去の災害を教訓として、永井川地区防災マップ及び洪水ハザードマップを参考に地区の危険地域等を把握して、今後発生する自然災害に備える必要があります。

(1) 浸水（洪水・雨水・山水）、崖崩れ・土砂等による災害

水系：濁川

氾濫危険水位：２．８ｍ（洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位）

※　永井川地区防災マップ・・・・・・・・・・別紙第９

※　洪水ハザードマップ　・・・・・・・・・・別紙第１０

(2) 大雪による災害

冬期間における大雪に対し、安全かつ円滑な通学路を及び高齢者宅への通路を適切に確保する。そのため、区は降積雪に関する情報の収集に努め適時適切に区民に伝達する。

第５　防災活動の内容

(1) 防災活動の体制

①　自主防災活動は、本部長（区長）を中心に各グループと連携しながらリーダーシップを発揮します。

②　発災時（および平常時）には、以下のグループ体制で自主防災活動を実施します。

※　永井川区自主防災組織表・・・・・・・別紙第３

※　水害等異常時発生対応組織図・・・・・別紙第１２

③　タイムラインの作成

災害発生もしくは災害が予想される場合に、地域住民が迅速な対応をとれるように、「永井川区災害対応タイムライン（別紙第４）」を作成して災害対応を図る。

(2) 平常時の活動

①　住民それぞれが自分の身は自分で守り、地区から犠牲者を出さないために、各家庭、隣近所による訓練や町内会訓練及び永井川区防災訓練を行い防災意識の高揚、防災技術を高め災害時に活かせるよう平常時から防災減災に取り組む事が重要であることを地域住民に周知する。

② 災害発生時に連携を取っていくためには、日常的に地域の中で信頼関係を築くことが重要であり、永井川消防団・信夫地区永井川区民生委員・信夫地区みまもり会と定期的に交流の場を設け情報交換を行うとともに防災意識啓発を進めます。

特に避難行動要支援者への平常時からのコミュニケーションを民生・児童委員だけでなく、町内会役員等地区住民で行います。

※ 永井川区自主防犯・要援護者支援・みまもり会組織図

・・・別紙第１１

(3) 各家庭での備え

① 避難所生活を強いられる家庭をできるだけ減少させるために家族内での話し合い、家具の転倒防止、家屋の点検、災害時の備蓄品の準備を各家庭に対し積極的に呼びかけます。

※ 永井川区民防災しおり・・・・・・別紙第１５

② 家族連絡網を作成し、家族や隣近所の安否確認ができる体制づくりを行います。

(4) 区内における避難所等

指定緊急避難場所、指定避難所、給水所の場所及び避難所のルールや開設時の役割分担を区内に周知します。

※ 指定緊急避難場所、指定避難所、給水所・・別紙第７

(5) 発災時の活動

① 永井川区自主防災本部の設置

永井川区自主防災本部を、永井川集会所に設置します。但し、当所の使用不能の場合は、息栖神社参集所とする。

② 災害時の状況確認

ア 最新情報の収集

(ｱ) 気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難所開設情報、避難情報、災害情報をテレビ、ラジオ、メール、インターネット及び戸別受信機、屋外スピーカー等から収集する。

※ インターネットからの情報収集要領 ・・・・別紙第１４

各情報を収集した場合は特に避難行動要支援者への情報提供を重視して早期避難を促す。

(ｲ) 区内の災害状況の把握及び共有（水位・土砂災害の前兆現象）

区内で発生している災害及び濁川・平田川の水位並び土砂災害の前兆現象等を早期に把握し、各町内会へ情報提供し区内で共有する。

③　自主防災組織の活動と役割

地震・台風等集中豪雨の災害対策は、以下の自主防災組織配備及び呼集計画により行うとともに早期の情報伝達・事前活動を実施します。

※　永井川区自主防災組織配備表・・・・・・・別紙第３

※　永井川区自主防災組織呼集表・・・・・・・別紙第５

ア　降雨状況を判断し、本部長（区長）は次の各堰の閉門（止水）・開門及び流水ゴミの撤去等を行う。

(ｱ)　滝の前堰の責任者（信夫地区大森第３区長）に永井川地区への「流水止水」を依頼する。

(ｲ)　車川堰の止門、フラワーショップフローラル脇の流水ゴミの撤去を行う。

(ｳ)　濁川　鳥谷野堰（杉妻小学校脇）の水門を開放する。

イ　土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば現場周辺区民に自主避難を要請する。

ウ　気象情報等に基づいて市からの発令される避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に基づき、区民に迅速な避難行動を促す。

エ　永井川区の危険地域を巡視するとともに、広報車による避難情報の周知を行う。

オ　避難状況に応じ、本部長は、副本部長と協議し、各関係団体（永井川消防団第３３分団第２部長、信夫女性防火クラブ第７部長、信夫地区永井川区民生委員）と各町会長等にそれぞれの避難状況を伝達し、支援を要請する。

(ｱ)　永井川消防団第３３分団

・広報車により住民に避難情報を周知する。

・洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の恐れがある危険個所については、土のう積みなどにより被害を抑える活動を行う。

(ｲ)　信夫女性防火クラブ第７支部

各町会と連携し、避難の支援など災害の減災に努める。

(ｳ)　信夫地区永井川区民生委員

各町会と連携し、高齢者など避難行動要支援者の避難支援を行う。

(ｴ)　町会長・班長

・当該町会の各班長に、災害対応の情報の収集・避難情報を伝達する。

・町会長、班長の役割

「永井川区自主防災組織表」（別紙第２）参照

「水害等異常時発生対応組織図」（別紙第１２）参照

「水害等異常時発生対応の情報収集・避難情報の連絡網

・・・別紙第１３

④　大雪対応

通学路や利用者の多い歩道、通行量が多い坂道や曲がり角のほか、高齢者世帯など自身で除雪作業が困難な世帯を中心に自主防災組織等、地区が協力して除雪作業を行い大雪による事故を防ぐ。

また、消火栓の位置の除雪を消防団と連携して行い火災対応を図る。

⑤　火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまで地区住民が協力し家庭用消火器やバケツリレー等による初期消火を行い延焼拡大を防ぐ。

(6) 復旧・復興時の活動

①　自主防災本部は、永井川区内における浸水家屋及びガレキ等の散乱箇所を把握し、区民が協力して復旧活動を行うことを周知する。

②　浸水や倒壊により家屋に居住できずに避難所生活をしている家庭には区民が連携協力して支援を行う

第６　実践の検証

(1) 防災訓練の実施と検証

①　全区民を対象とした防災訓練を継続実施する。（年1回）

②　グループを編成し、以下の訓練を実施する。

（消火訓練、応急救護訓練、避難訓練、総合訓練等）

(2) 住民に向けた周知

※　永井川区民防災しおり・・・・・・別紙第１５

(3) 防災計画の見直し

年に1 回の見直しを実施し、関係団体及び全区民に周知徹底する。

附　則

この計画は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

この計画は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

別紙第１

実施対象地区の範囲
（第１町会～第10町会）

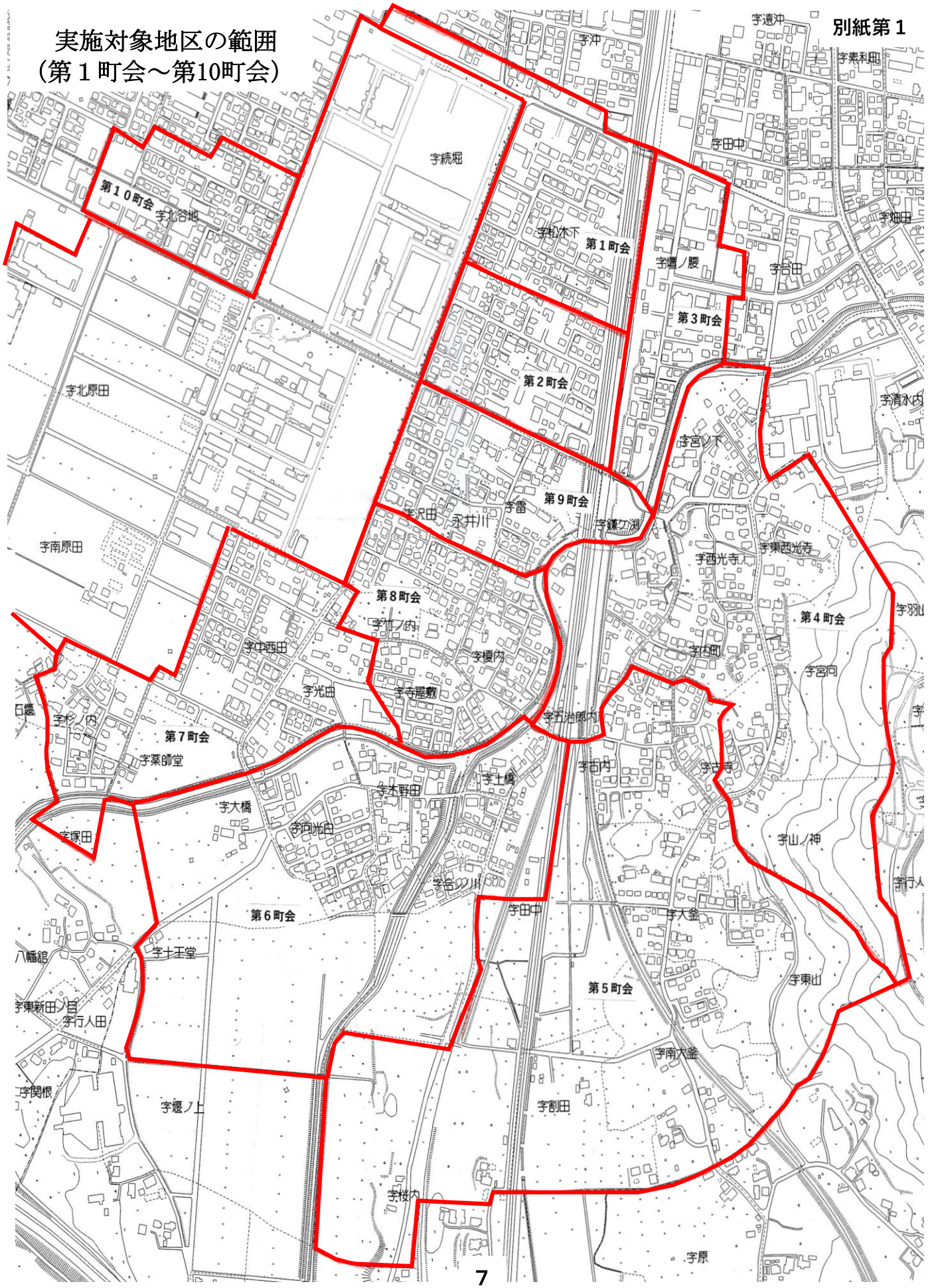

永井川区自主防災組織表　（令和4年度）

別紙第2

本部	永井川集会所
本部長	区長
副本部長	副区長 副区長
	会計

福島南消防署　信夫分署 593-1900	
永井川消防団(第33分団)	
第2部部長	
福島警察署　大森交番 546-1497	

信夫地区永井川区民生委員	

信夫女性防火クラブ 第7部
部長

永井川区各種団体(必要に応じ協力支援)		
体育部会		
つくし会		
永寿会		
婦人会		
子供育成会 （永井川）		
子供育成会 （大森2区）		
いきいき健康クラブ		

	総務グループ	情報グループ	予防消火グループ	救護グループ	避難誘導グループ	物資グループ
	第一町会長 第二町会長	第一町会長 第二町会長 第三町会長 第四町会長 第五町会長 第六町会長 第七町会長 第八町会長 第九町会長 第十町会長	第三町会長 第四町会長	第五町会長 第六町会長	第七町会長 第八町会長 後方支援「避難所」関係 信夫女性防火クラブ 第7部の支援 永井川区民生委員の支援	第九町会長 第十町会長
平常時の役割	＊ 防災組織の構成及び防災訓練計画の作成 ＊ 防災に関する座談会の開催 ＊ 地区防災実施計画の作成 ＊ 防災マップの作成	＊ 連絡組織の整備 ＊ 連絡網の整備 ＊ 情報の伝達要領の区民等に周知徹底	＊ 火災予防活動の実施 ＊ 初期消火訓練の実施 ＊ 消火器具の点検 ＊ 耐震化・家具の転倒防止の普及	＊ 応急手当知識の普及 ＊ 応急手当の訓練 ＊ 救助救出訓練	＊ 災害時避難行動要支援者（高齢者・障害者）のなどの把握 ＊ 避難場所・避難路の周知	＊ 家庭内備蓄の普及 ＊ 区内非常食の把握 ＊ 炊き出し訓練の実施
災害発生時の役割	＊ 全体調整 ＊ 防災機関等への災害活動の協力要請 ＊ 被害状況の全体把握 ＊ 避難状況の全体把握	＊ 防災気象情報の確認 ＊ 情報の収集 ＊ 情報の共有 ＊ 情報の伝達 （状況把握、報告活動等）	＊ 初期消火活動 ＊ 水源確保 ＊ 人員確保	＊ 救護活動支援 ＊ 負傷者の救出支援 ＊ 負傷者に対する応急手当の実施	＊ 区民の避難誘導活動支援 ＊ 高齢者・障害者の避難状況の把握 ＊ 避難所の開設・設置のサポート	＊ 物資需要の把握 ＊ 水、食糧等の配分 ＊ 炊出し等の燃料確保 ＊ 給食・給水活動支援 ＊ ごみ処理の指示

＊注記　救護グループ・避難誘導グループ・物資グループ等の対応については、各町会長が協力、支援する。

永井川区自主防災組織配備表

別紙第３

配備基準	配備内容	配備時期	活動要領
警戒配備 （第１号配備）	１ 災害に関する情報収集及び連絡活動が行える体制とする。 ２ 状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	１ 気象警報が発令されたとき。 ２ 地域において震度４の地震が発生したとき。 ３ その他、必要に応じて本部長が当該配備を指示したとき。	１ 本部長は、各関係機関と連絡をとり、災害に関する情報を収集するとともに、副本部長に連絡する。 ２ 副本部長は、自主防災本部に参集し、相互に情勢を交換し、当該情報に対応する措置を検討する。 ３ 警戒配備につく人数は状況に応じ本部長が増減する。
	レベル３ （避難情報の種類） 高齢者等避難	（避難発令時の状況） 避難指示を発令することが予想される場合	（避難者のとるべき行動） ・いつでも避難ができるように準備を始める。 ・身の危険を感じた方は、避難を開始する。 ・避難に時間がかかる要配慮の方（高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方など）は避難を開始する。 （要配慮の方の避難を支援する方は、早期避難を勧めて支援行動を開始する。）
自主防災本部配備 （第２号配備）	自主防災組織の所要人員をもって情報収集連絡活動及び応急活動及び応急処置を講じ、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。	１ 気象警報発令後災害の発生又は発生のおそれがあるとき。 ２ 地域において震度５弱・強の地震が発生したとき。 ３ その他、必要に応じて本部長が当該配備を指示したとき。	１ 自主防災本部を設置する。 ２ 各グループは、情報の収集及び相互の連絡を密にし応急処置については必要のつど、本部長に報告する。 ３ 本部長は、必要に応じ自主防災組織要員会議を招集する。
	レベル４ （避難情報の種類） 避難指示	（避難発令時の状況） 災害による被害が予想され、人的被害が発令する可能性が高まった場合	（避難者のとるべき行動） ・避難対象地域内の住民は、指定されている避難所への避難を行動を開始する。 ・地上空間にいる方は、速やかに安全な場所に避難する。
緊急非常配備 （第３号配備）	自主防災組織の全力をもって災害応急対策活動ができる体制をとる。	１ 地域に特別警報及び震度６以上の地震を含む大規模な災害が発生したとき。 ２ または上記のような事態の発生が予測されるとき。 ３ その他、必要に応じて本部長が当該配備を指示したとき。	当該配備が発令された後、及び被害が発生した後は、各グループは災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告する。
	レベル５ （避難情報の種類） 緊急安全確保	（避難発令時の状況） 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	（避難者のとるべき行動） ・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難する。 ・避難する余裕がなければ、建物の２階以上、又は、できるだけ崖や土手から離れた部屋に移るなど命を守る最低限の行動をとる。 ・外出はできるだけ避け、自宅内のより安全な場所に避難する。

○ 永井川区災害対応タイムライン

１　大雨・台風対応　（ 災害発生をH時とした ）

時　期	状　　況	対　応　等
Ｈ－４８ｈ （ ２日前 ）	・福島市に「大雨注意報」 ・台風は２日後に福島県に上陸されると予想	○大雨（台風）情報の収集伝達 ・地区住民がテレビ等を活用して情報を収集 ・水害等異常時発生対応組織図により区全世帯に伝達 特に 避難行動要支援者を重視
Ｈ－２４ｈ （ １日前 ）	・福島市に 「大雨・洪水警報」発表 ・濁川水位 「水防団待機水位」到達 ・福島市「避難所」開設	○防災本部設置 ○警戒配備体制（第１号配備） ○大雨（台風）情報収集 ○消防団３３分団による広報 ○永井川集会所又は息栖神社参集所開設・受け入れ準備 ○避難行動要支援者の避難支援
Ｈ－１２ｈ	・「大雨・洪水警報」継続 ・「土砂災害警報情報」発令 ・濁川水位 「避難判断水位」到達 ・濁川流域に 「高齢者等避難」発令	○自主防災本部配備体制 （第２号配備） ○避難開始・避難誘導 ・指定避難所（永井川近傍） 信夫学習センター 大森小学校、信夫中学校 ○避難所開設運営支援 ○各町内会 ・被害状況、避難状況を防災本部へ報告 ・浸水防止策（土嚢設置等） ○信夫支所へ状況報告
Ｈ　時	・台風。福島県中通りに上陸 ・「大雨・洪水警報」継続 ・「土砂災害警戒情報」継続 ・濁川水位 「氾濫危険水位」到達 ・濁川流域に 「避難指示」発令 ・○○町内会で浸水被害発生	○緊急非常配備（第３号配備） ○永井川区全域の避難状況確認 ○浸水等被害状況把握 ・浸水被害町内会の状況確認 ・各町内会へ永井川区被害状況を報告　（情報共有） ○被害町内会への支援 ○信夫支所へ状況報告

２　地震・火災対応（地震（震度５以上）発生をH時とした ）

時　期	状　　況	対　応　等
Ｈ　時	・福島県沖を震源とするM7.0の地震発生 ・福島市震度５強	○各家庭 シェイクアウト（※）等による被害軽減
Ｈ＋0.5ｈ	・○○町内会において倒壊家屋あり ・○○町内会で火災発生	○防災本部設置 ○緊急非常配備（第３号配備） ○各町内会 ・町内会全世帯の安否確認及び被害状況把握 ○火災発生町内会 ・住民及び消防団による初期消火活動 ・消防署へ通報
Ｈ＋１ｈ	・○○町内会倒壊家屋に生存者あり	○永井川区の被害状況把握 ○倒壊家屋発生町内会 住民による救出活動及び応急処置 ○救急要請 防災本部もしくは町内会から 消防署へ要請 ○信夫支所への状況報告
Ｈ＋２ｈ以降	・永井川集会所開設 ・福島市避難所開設	○防災本部 今後の対応協議 ○永井川集会所を開設し被災者の受け入れ ○開設避難所の開設運営支援 衣類提供、食料調達等

（※）シェイクアウト：地震発生時の安全確保行動です。
「 ①まず低く　②頭を守り　③動かない 」

別紙第５

永井川区自主防災組織呼集表　（令和４年度）

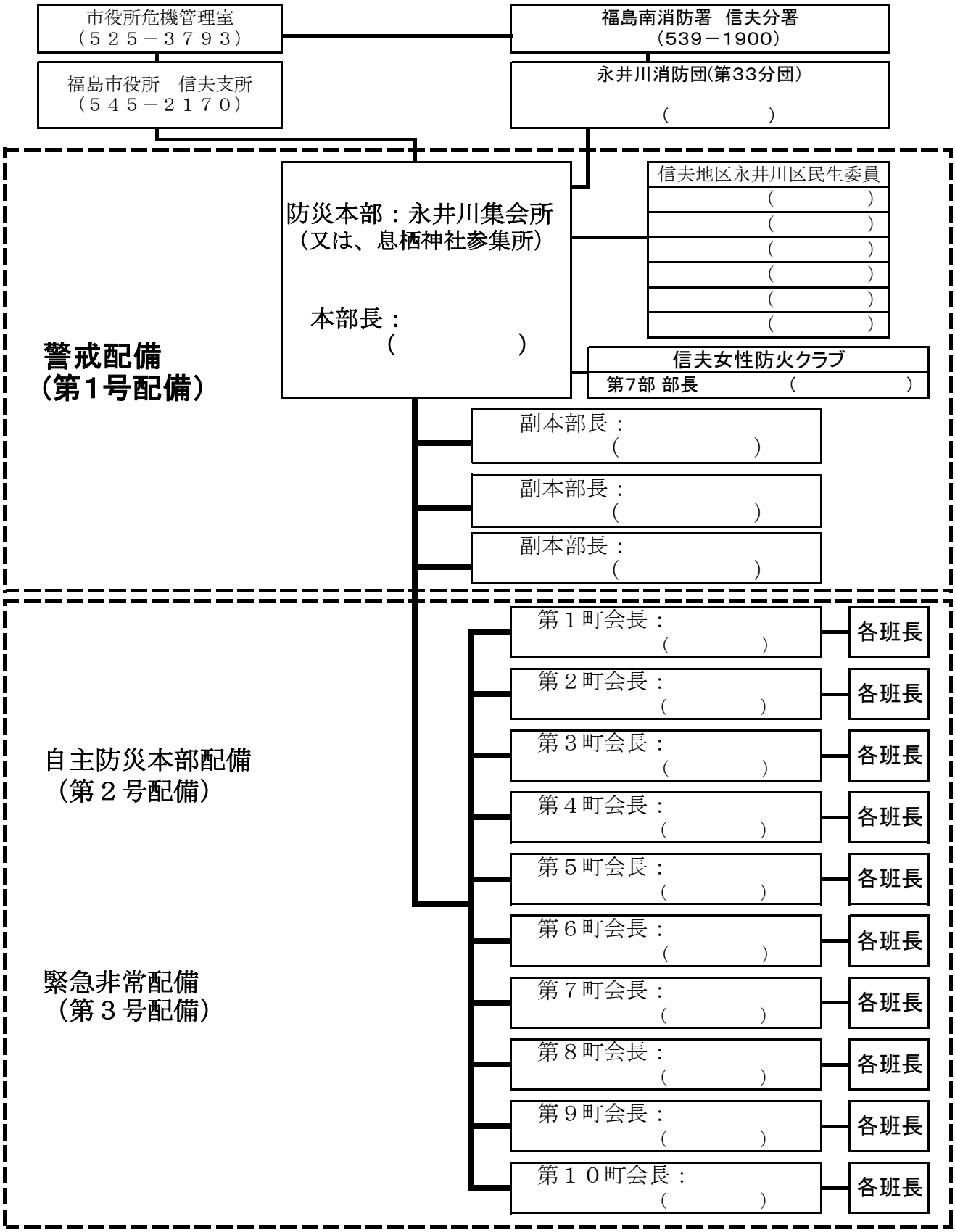

河川水位情報（濁川）

観測所：永井川(ながいかわ)

水位観測所付近の川の断面図　河川の水位の時間変化

水系名	河川名	管理者	位置	所在地	水位標のゼロ点高	河川番
阿武隈川	濁川	福島県　福島県	-	福島県福島市永井川字木野田35 (大橋橋下流約200m)	68.0m	-

水位に「水位標のゼロ点高」を加えると水面の標高になります。

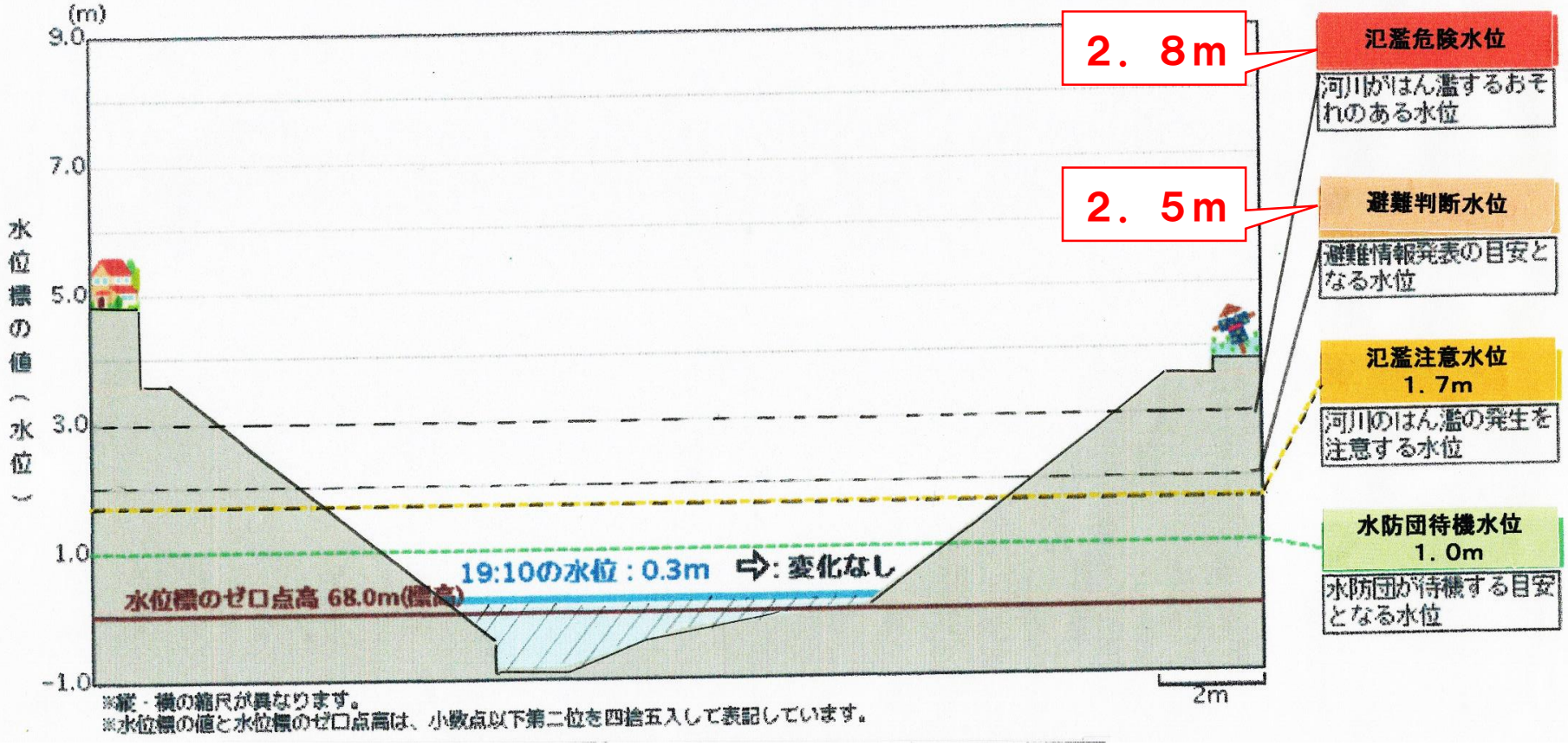

※縦・横の縮尺が異なります。
※水位標の値と水位標のゼロ点高は、小数点以下第二位を四捨五入して表記しています。

氾濫危険水位	洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位をいいます。
避難判断水位	避難勧告等の発令判断をする目安、住民の避難判断の参考となる水位のことをいいます。
氾濫注意水位	この水位を超えると水害の発生する危険性があり、水防団が出動する水位をいいます。
水防団待機水位	川の水位が上昇し始め、水防団が出動するために待機する水位をいいます。

濁川西光寺橋監視カメラの映像
（福島市永井川）

濁川・平田川合流部監視カメラの映像
（福島市永井川）

指定緊急避難場所・指定避難所・給水所

○指定緊急避難場所・指定避難所

No.	地区別	施設名	住所	連絡先	対象となる異常な現象の種類				
					洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象
1	大森地区	大森小学校	大森字南中道4	546-9405	○	○	○	○	○
2		信夫中学校	大森字南内町31-1	546-7693	○	○	○	○	○
3		信夫学習センター	大森字道場1	546-5207	○	○	○	○	○
4	永井川地区	福島明成高等学校	永井川字北原田1	546-3381	―	○	○	○	○
5	杉妻地区	杉妻小学校	福島市伏拝沢田18	546-3548	―	○	○	○	○

・グループホーム四季彩入居者避難所

1	大森地区	ハッピー愛ランドおおもり	563-3666	福島市大森字下原田45-1
2	永井川地区	特別養護老人ホーム　はなしのぶ	544-0711	福島市平石堰ノ上3

○給水所

No.	地区別	施設名	住所	連絡先
1	大森地区	信夫支所	福島市大森字馬場1	024-545-2170
2	杉妻地区	杉妻支所	福島市伏拝台田1-1	024-546-3365

※避難所とは
・学校、公共施設など一定の期間避難生活を送るために避難する施設です。
・指定避難所は、災害の状況に応じて段階的に開設するので、テレビ（データ放送）、ラジオ、市のホームページなどから避難所開設状況を確認の上、避難すること。

※避難場所とは
身の安全を確保するため、緊急的に避難するための場所です。

※給水所とは
災害時に水の需要者に給水を行う場所です。

別紙第８

防 災 資 機 材 一 覧 表

番号	品　　名	数　量	番号	品　　名	数　量
1	ヘルメット	20	18	ブルーシート	1
2	ハンド照明器	8	19	側溝蓋持上げ器	4
3	ハンドマイク	7	20	工事用スタンド	6
4	水かき（プラ）	5	21	ホウキ	5
5	防災タンカー	8	22	空気入れ	1
6	消火器	3	23	投光器	1
7	汚水用水中ポンプ	1	24	デッキブラシ	6
8	剣スコップ	10	25	救急箱	1
9	綿毛布	2	26	自主防災旗スタンド一式	1
10	雪かき（プラ）	4	27	ポンプ　ＡＨＢ360	2
11	ロープ	7	28	カラーコーン	10
12	マサカリ	1	29	チエーンソー	1
13	カナズチ（大）	1	30	角スコップ	10
14	ニッパー	1	31	金具製ガソリン容器	1
15	鉄棒（テコ）	1	32	排水用水中ポンスター	2
16	椅子	2	33	ジャッキ	1
17	延長コード	1			

防災資機材格納庫設置場所

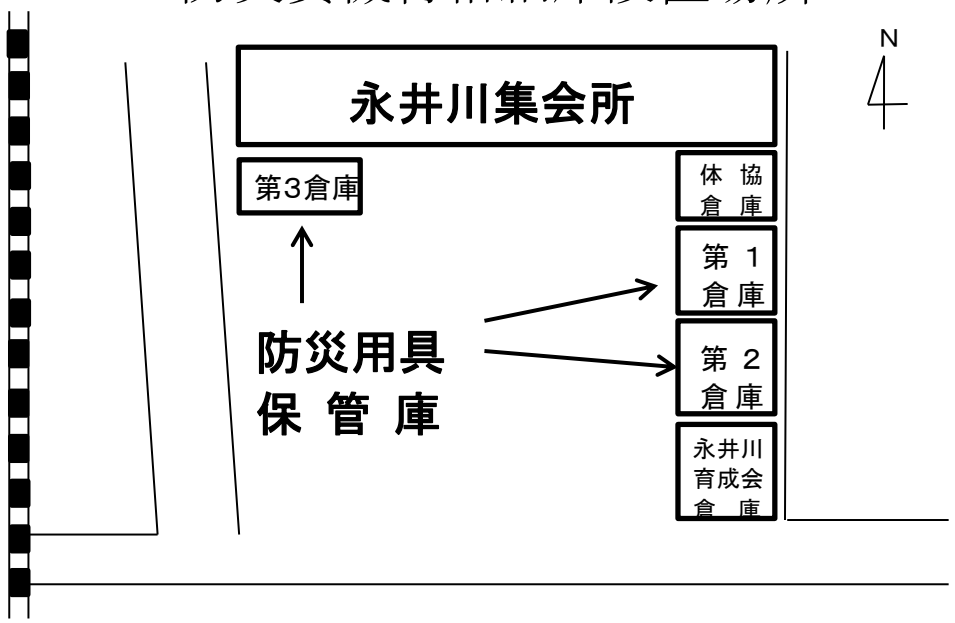

別紙第９

○永井川地区防災マップ

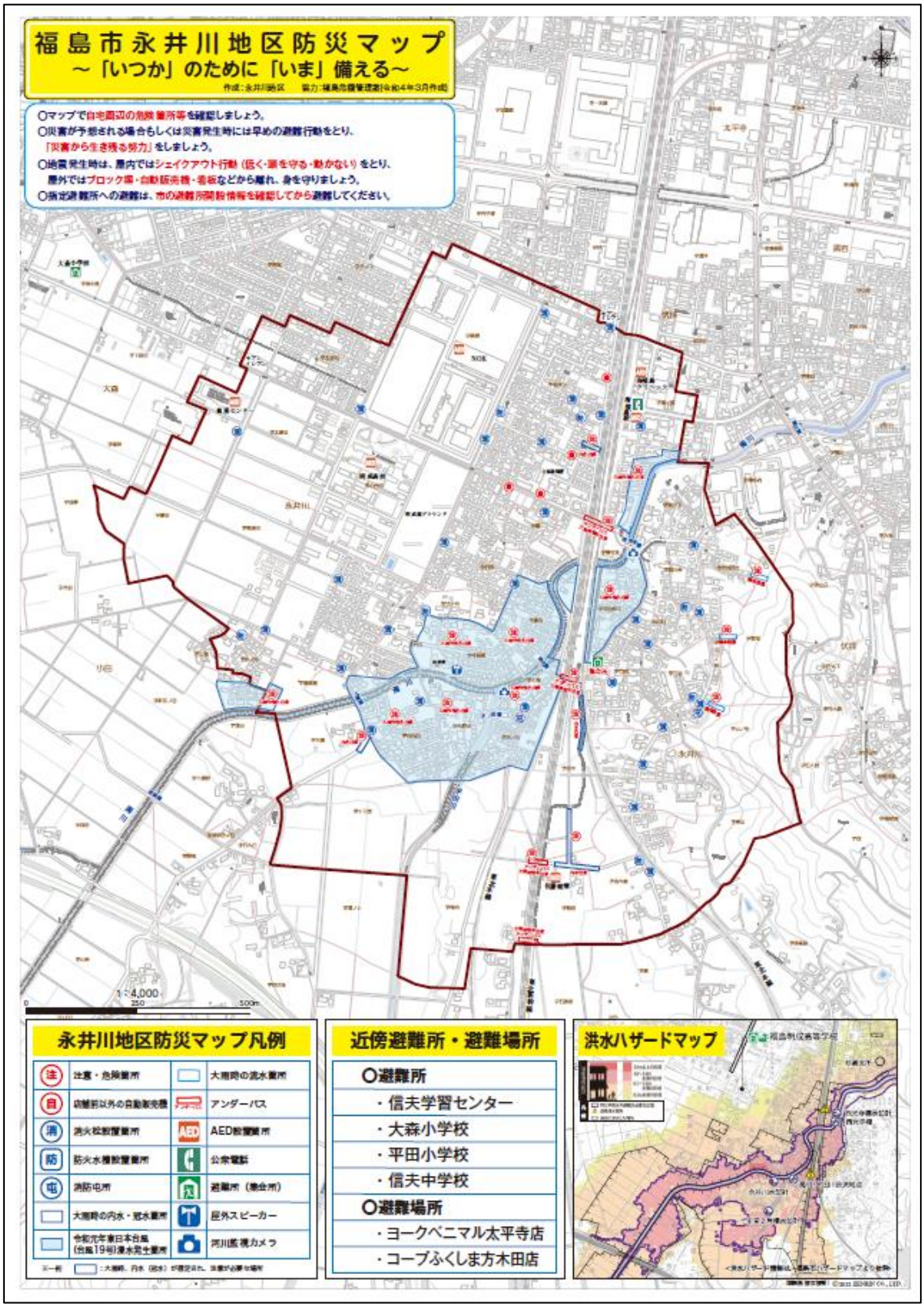

洪水ハザードマップ

別紙第１０

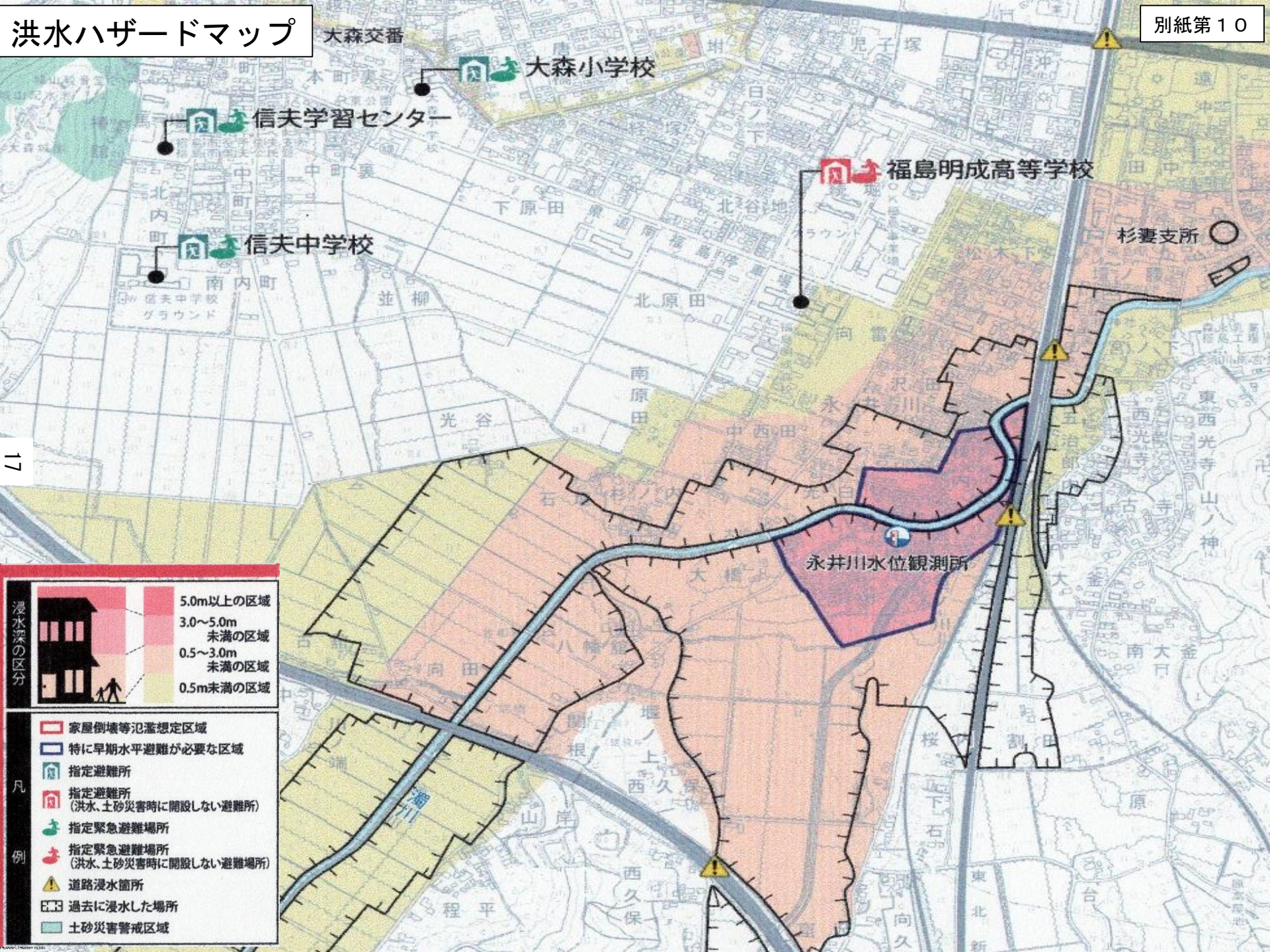

別紙第11

永井川区自主防犯・要援護者支援・みまもり会組織表（令和4年度）

本　部	永　井　川　集　会　所
本部長	区　　長
副本部長	副区長 副区長
	会　　計

委　　員
第一町会長
第二町会長
第三町会長
第四町会長
第五町会長
第六町会長
第七町会長
第八町会長
第九町会長
第十町会長

緊急の場合
通　報

消防・救急
119番

警　　察
110番

福島市役所　長寿福祉課 （通報窓口） 信夫支所	525-7657 545-2171
福島警察署　大森交番	546-1497
福島南消防署　信夫分署	593-1900
地域包括支援センター (情報提供・家庭訪問など)	593-0151

永井川消防団　第33分団
第2部部長

信夫地区永井川区民生委員

(連絡・情報提供・家庭訪問など)

信夫地区みまもり会

（各学区ごと対応）

＊永井川区民が、安全で安心して住みよい環境を確保するため、各関係機関と連携し対応する。
事故や異変の予防と有事の際には、それぞれの関係機関に通報または情報提供を行うとともに、対処方法等を伝達、周知徹底する。

水害等異常時発生対応組織図　（令和4年度）

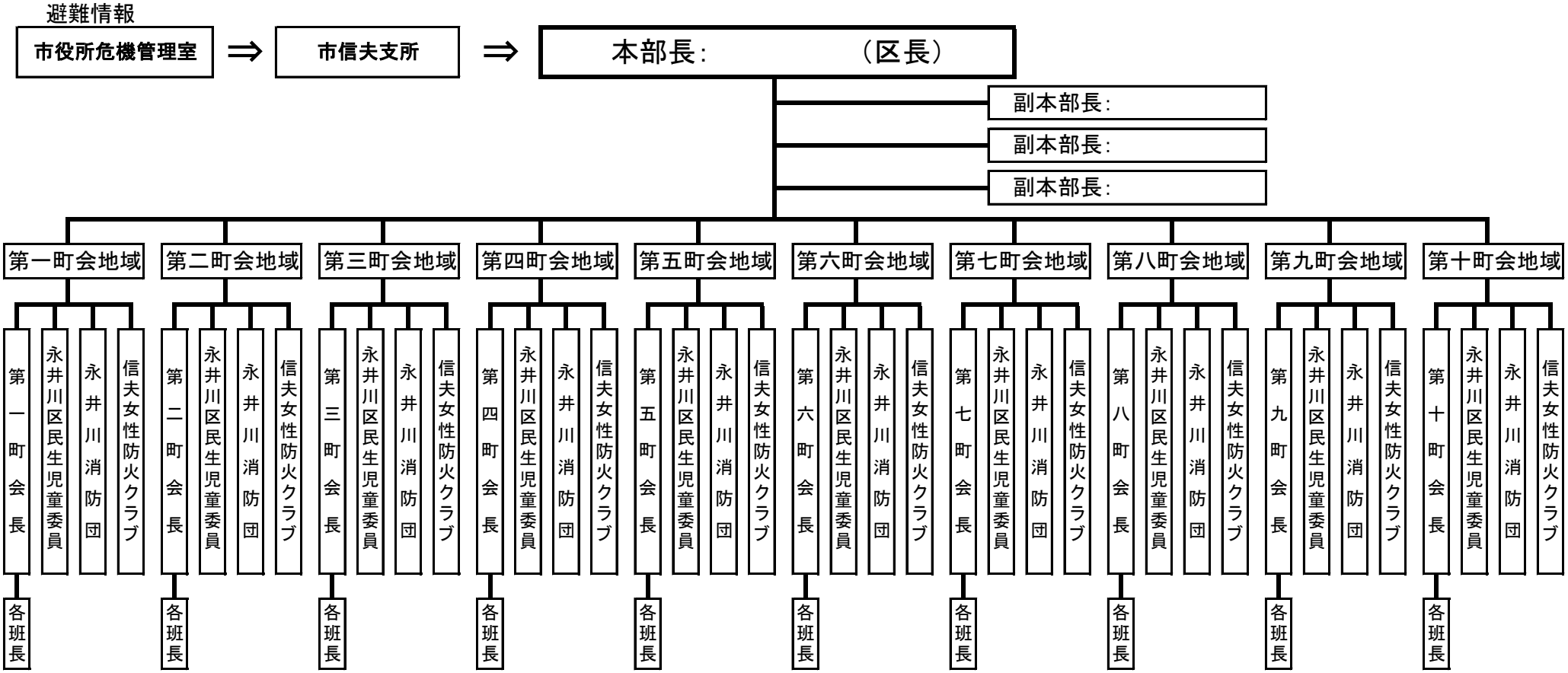

○ 最新情報の収集：テレビ・ラジオなどの気象情報に注意し、行政機関の「防災情報配信システム」による複数の手段で避難情報が伝達される。
これにより、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」に備える。

○ 自主防災組織の活動と役割

・ 本部長（区長）は、副本部長と協議し、各町会長と各関係団体（永井川区民生・児童委員、永井川消防団、信夫女性防火クラブ）に避難情報を伝達し、支援を要請する。
・ 町会長は、当該町会の各班長に避難情報を伝達する。
・ 町会長、班長の役割 ：「当該班員に対する避難情報等の伝達」「避難者の人数、要配慮者の状況を把握」「指定避難所及び移動方法」を指示する。
・ 永井川区民生・児童委員：各町会長と連携し、高齢者など避難行動要支援者の避難支援を行う。
・ 永井川消防団 ：「住民に避難情報を広報車により周知する。」「洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある危険個所について土のう積みなど被害を抑える活動を行う。」
・ 信夫女性防火クラブ ： 各町会長と連携し、避難の支援など災害の減災に努める。

水害等異常時発生対応の情報収集・避難情報の連絡網　（令和4年度）

別紙第13

町会名	第一町会	第二町会	第三町会	第四町会	第五町会	第六町会	第七町会	第八町会	第九町会	第十町会
町会長名 （電話番号）										

各班長名

第1班				1班-1					第1班		
第2班				1班-2					第2班		
第3班				第2班					第3班		
第4班				第3班					第4班		
第5班				第4班					5班-1		
第6班				第5班					5班-2		
第7班				第6班					第6班		
第8班				第7班					第7班		
第9班				第8班							
第10班				第9班							
第11班				第10班							
第12班				第11班							
第13班											
第14班											

危険個所

＊濁川 （浸水・決壊の恐れがある所）			西光寺橋～台田橋周辺			榎内橋周辺	グループホーム 四季彩周辺			
＊排水路 （家屋・道路浸水の恐れがある所）				五治郎内地区周辺	永井川集会所 古内地区周辺					

別紙第１４

○インターネットからの情報収集要領

１　【気象庁　あなたのまちの防災情報（気象情報キキクル含む）】

(1)　インターネットで「気象庁あなたのまちの防災情報」を検索

(2)　下記画面から「福島県」をクリック

(3)　下記画面から「福島市」をクリック

(4)　下記画面から「あなたのまちの防災情報」をクリック

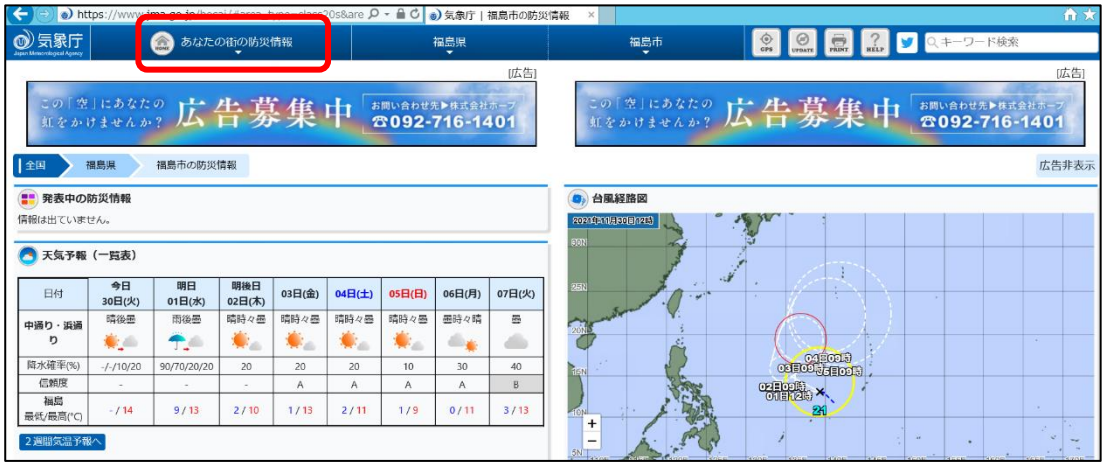

(5)　下記画面から各種気象情報をクリックすると確認できます。
「キキクル」をクリックすると(6)の画面が表示されます。

(6)　下記画面から「土砂災害」「浸水害」「洪水害」「土砂災害警戒区域等」をクリックすると現在の状況が確認できます。

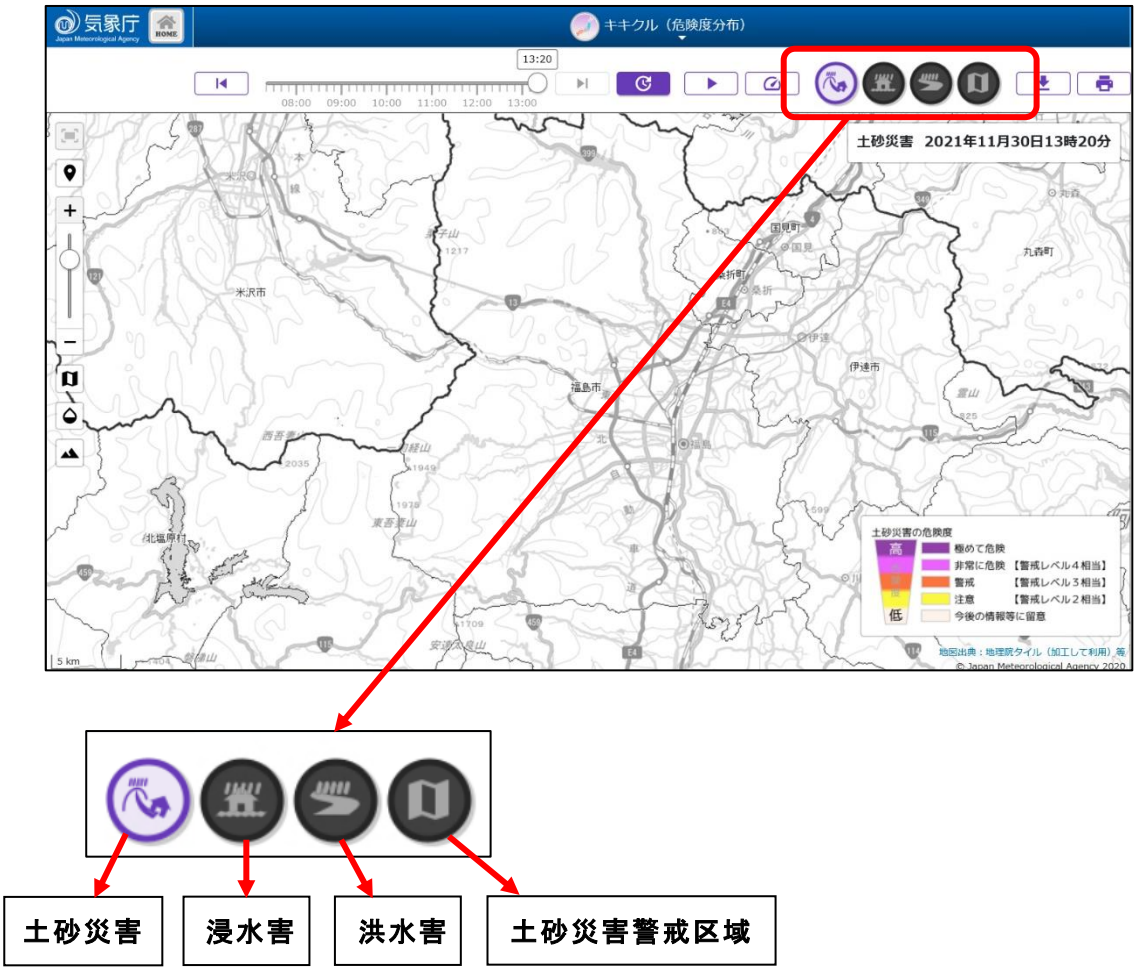

２【福島市公式防災アプリ】

（1）　インターネットで「福島市公式防災アプリ」を検索すると下記画面が表示されますので「福島市公式防災アプリをご利用ください」をクリック

（2）　下記画面が表示されますので、「ＱＲコード」からインストールしてください。

(3)　アプリには、「お知らせ」と「資料集」があり気象情報や避難所情報等が確認できます。

○「お知らせ」

福島市の防災・災害などに関する情報を受け取ることができます。

・気象情報（警報・注意報）
・緊急地震速報など

○「資料集」

・文書
　防災ガイド
　デジタル防災訓練
・地図
　避難所マップ
　各種ハザードマップ
・避難所（建物）
　避難所混雑状況（VACAN）
　避難所・避難場所など
・消防
　福島市消防本部ＨＰ
・設定
　防災と災害情報マガ

永井川区民防災しおり

自分の命は自分で守る
自分たちの地域は自分たちで守る

福島市信夫地区永井川区

家の内外の安全対策

備え

家の中では

・家族や隣近所で避難場所を確認しておきましょう。
・停電に備えて携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池などを準備しておきましょう。
・いざというときにすぐ行動できるよう、巻末の非常持ち出し品チェックリストを参考に非常持ち出し品を準備しておきましょう。

家のまわりでは

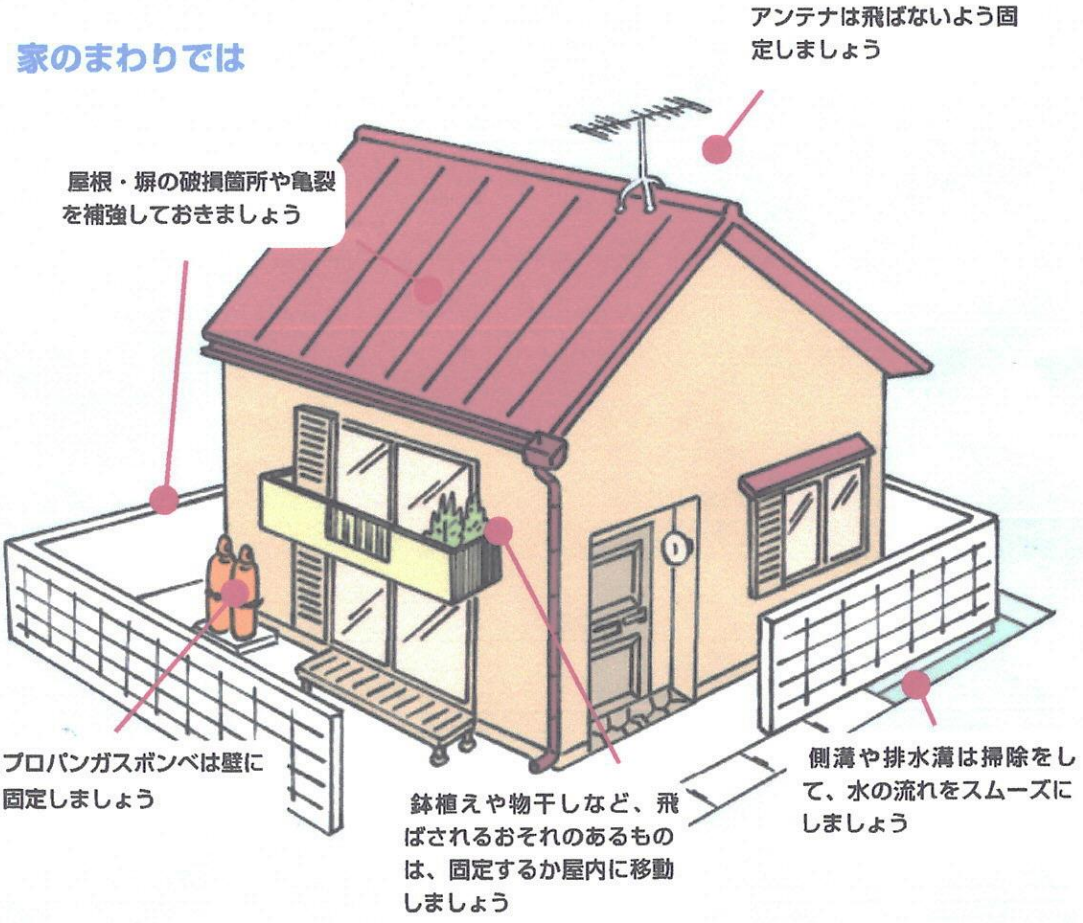

2階への避難が安全な場合もあります

❶浸水のおそれが少しでもある場合は、地下に降りることは避けましょう。
❷避難する際は、隣近所に声をかけて一緒に行動しましょう。
❸ひざのあたりまで浸水した場合、避難所へ移動をすることはかえって危険を伴います。動くことを最低限におさえて、自宅の2階などへの在宅避難や、近くのビルなどへの高所避難の方が安全な場合もあります。

転倒防止で家族を守ろう

備え

最初の大きな揺れから身を守れるかどうかは、家具の転倒防止で決まると言っても過言ではありません。

身の安全確保を図るために、家具の転倒防止に取り組みましょう。

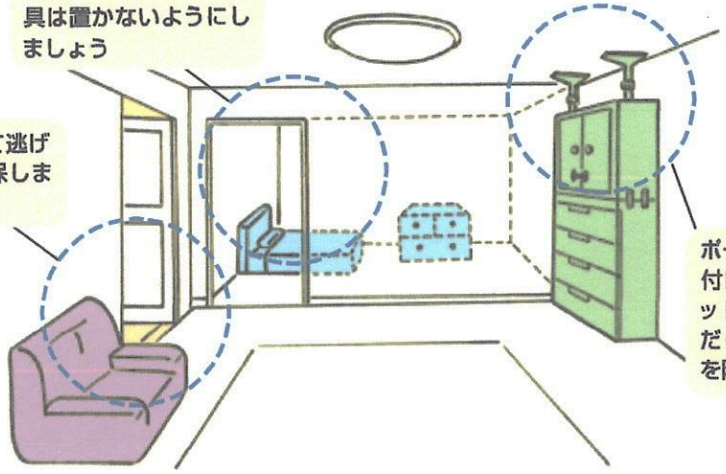

●転倒防止のポイント

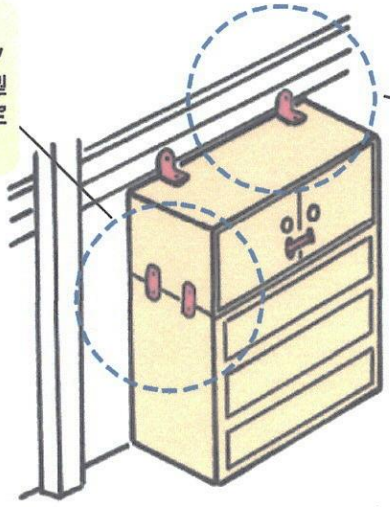

上下を連結させる
…二段重ねの家具や、パソコン・テレビなどは、平型金具などで連結させ、安定させます

梁や柱に固定する
…L字金具で固定します
柱の強度や壁に下地があるかどうかを確認してから設置しましょう

飛び出し防止・飛散防止
…食器棚のガラス扉には、飛散防止フィルムを貼ります
両開きの扉がついている場合は、止め金具をつけることも効果的です

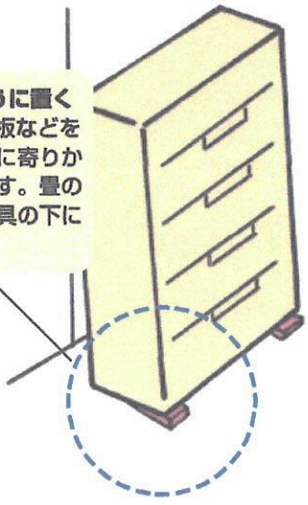

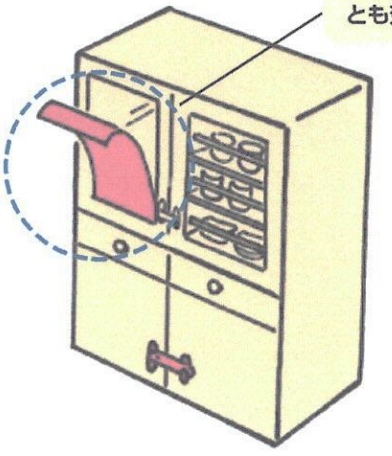

家具は倒れにくいように置く
…家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱に寄りかかるように固定します。畳の上に置く場合は、家具の下に板を置きます。

火災原因のトップは放火

市内では、毎年100件近くの火災が発生しています。

火災の出火原因で、最も多いのは、「放火（放火の疑いを含む）」となっています。

また、「たばこの不始末」や「家庭用のコンロからの出火」による住宅火災は、毎年20%近くを占めてします。普段から家庭内での注意と、いざというときの落ち着いた行動が重要です。

火災の出火原因（平成25年）

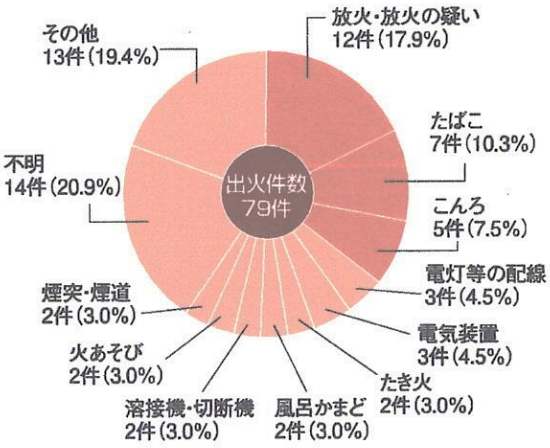

火災を防ごう

●家庭内での防火

・火を使うときはその場を離れない
・ストーブなどの火気器具の周りに燃えやすいものを置かない
・寝たばこ・たばこの投げ捨てはしない
・たこ足配線をしない
・こまめに火の元を確認する
・風の強い日にたき火をしない

●放火を防ぐポイント

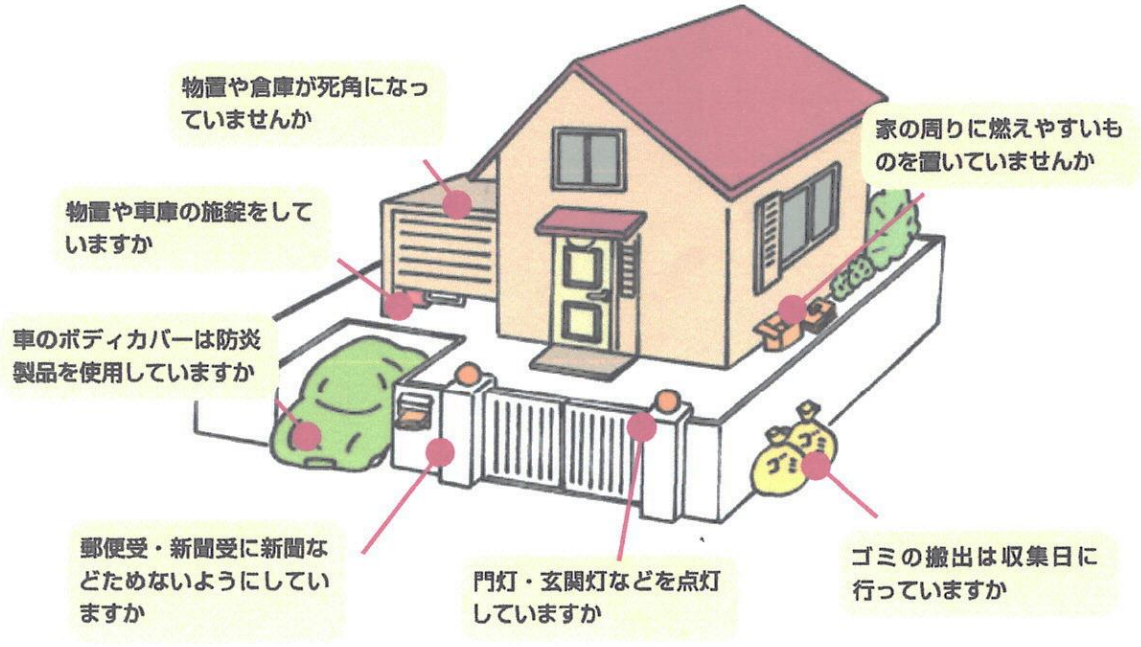

家族で防災会議を開こう

備え

●定期的に家の内外の危険箇所をチェックしよう

●災害発生時の連絡方法や集合場所を決めておこう

あらかじめ決められた避難所に避難できない場合など、様々な状況を想定しましょう。

●非常持ち出し品・備蓄品を準備しよう

いざというときにすぐ手にできるよう、非常持ち出し品を準備しておきましょう。また、長岡市でも毛布や簡易トイレなどの備蓄を行っていますが、住民の皆さんも万が一の場合に少なくとも３日間、できれば１週間程度は自活できるよう、備蓄品を準備しておきましょう。家族の状況にあわせて特に必要なものや、ペット用の持ち出し品の備えも必要です。巻末のチェックリストを参考にしてください。

伝言サービスで安否を確認しよう！

●災害用伝言ダイヤル「１７１」

局番なしの「171」にダイヤルすると、簡単な方法で伝言の録音や再生ができます。

伝言の録音　1 7 1 → 1 → 0 0 0 (0 0 0) 0 0 0 0

ガイダンスが流れます　被災者の方は自宅の電話番号、被災地以外の方は被災者の電話番号

伝言の再生　1 7 1 → 2 → 0 0 0 (0 0 0) 0 0 0 0

●災害用伝言板

被災地の携帯電話各社が開設する「災害用伝言板」で、自らの安否情報を登録したり、登録された伝言をインターネットや携帯電話などから確認したりすることができます。

※携帯各社により、画面表示や文字が異なる場合があります。
※詳しくはご利用になっている携帯電話会社にお問い合わせください。